

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行った電気最終保障供給約款(令和7年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率および別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2(燃料費等調整)(2)に定める基準燃料単価および別表2(燃料費等調整)(3)に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	3,636.00	330.55
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	3,576.00	325.09
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	3,576.00	325.09
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	19.87	1.81
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18.26	1.66
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18.26	1.66
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	3,636.00	330.55
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	3,576.00	325.09
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	3,576.00	325.09

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合 電力量料金	3,576.00	325.09
1 キロワット時につき		
標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	19.87	1.81
標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	18.26	1.66
標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	18.26	1.66
標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	18.26	1.66

(2) 別表2 (燃料費等調整) (2)に定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.190	0.017
特別高圧で供給を受ける場合	0.185	0.017

(3) 別表2 (燃料費等調整) (3)に定める基準市場単価

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
別表2 (燃料費等調整) (3)イにより基準市場単価 を定める場合		
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき		
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.261	0.024
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.246	0.022
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.263	0.024
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.304	0.028
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.290	0.026
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.249	0.023
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.210	0.019
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.201	0.018
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.240	0.022
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.284	0.026
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.326	0.030
毎年12月の料金に係る計量期間等	0.297	0.027
特別高圧で供給を受ける場合		

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき		
毎年1月の料金に係る計量期間等	0.254	0.023
毎年2月の料金に係る計量期間等	0.241	0.022
毎年3月の料金に係る計量期間等	0.256	0.023
毎年4月の料金に係る計量期間等	0.296	0.027
毎年5月の料金に係る計量期間等	0.283	0.026
毎年6月の料金に係る計量期間等	0.243	0.022
毎年7月の料金に係る計量期間等	0.205	0.019
毎年8月の料金に係る計量期間等	0.196	0.018
毎年9月の料金に係る計量期間等	0.234	0.021
毎年10月の料金に係る計量期間等	0.276	0.025
毎年11月の料金に係る計量期間等	0.318	0.029
毎年12月の料金に係る計量期間等	0.289	0.026
別表2（燃料費等調整）（3）ロにより基準市場単価を定める場合		
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき		
毎年1月1日から1月31日までの期間	0.261	0.024
毎年2月1日から2月28日までの期間 （閏年となる場合は、2月29日までの期間）	0.246	0.022
毎年3月1日から3月31日までの期間	0.263	0.024
毎年4月1日から4月30日までの期間	0.304	0.028
毎年5月1日から5月31日までの期間	0.290	0.026
毎年6月1日から6月30日までの期間	0.249	0.023
毎年7月1日から7月31日までの期間	0.210	0.019
毎年8月1日から8月31日までの期間	0.201	0.018
毎年9月1日から9月30日までの期間	0.240	0.022
毎年10月1日から10月31日までの期間	0.284	0.026
毎年11月1日から11月30日までの期間	0.326	0.030
毎年12月1日から12月31日までの期間	0.297	0.027
特別高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき		
毎年1月1日から1月31日までの期間	0.254	0.023

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
毎年2月1日から2月28日までの期間 (閏年となる場合は、2月29日までの期間)	0.241	0.022
毎年3月1日から3月31日までの期間	0.256	0.023
毎年4月1日から4月30日までの期間	0.296	0.027
毎年5月1日から5月31日までの期間	0.283	0.026
毎年6月1日から6月30日までの期間	0.243	0.022
毎年7月1日から7月31日までの期間	0.205	0.019
毎年8月1日から8月31日までの期間	0.196	0.018
毎年9月1日から9月30日までの期間	0.234	0.021
毎年10月1日から10月31日までの期間	0.276	0.025
毎年11月1日から11月30日までの期間	0.318	0.029
毎年12月1日から12月31日までの期間	0.289	0.026

(4) 別表3 (市場価格調整) (1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	3.31	0.30
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	3.04	0.28
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	3.04	0.28
最終保障電力B		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	3.31	0.30
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	3.04	0.28
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	3.04	0.28
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	3.04	0.28